

JICA 環境社会配慮ガイドライン第1回フォローアップ委員会

日時 平成十五年十一月十二日（水曜日）

午前十時開会 国際協力機構 11ABCDEF 会議室

出席委員（敬称省略）

議長／ビューロー	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員／ビューロー	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員（代理出席）	高梨 寿	（社）海外コンサルティング企業協会環境部会次長
委員／ビューロー	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	山崎 信介	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
委員（代理出席）	桜庭 昭義	経済産業省貿易経済協力局技術協力課大臣官房企画官
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
委員	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・評価部次長
ビューロー	鈴木有津子	独立行政法人国際協力機構企画・評価部環境女性課長
欠席委員		
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE ジャパン
委員	松本 悟	メコンウォッチ
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員／ビューロー	片山 徹	（社）海外環境協力センター専務理事
委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・法制度研究グループ長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **事務局 鈴木有津子（以下 鈴木）** 皆さんおはようございます。「JICA 環境社会配慮ガイドライン第1回フォローアップ委員会」をただいまより開催させていただきます。

私は、本日の司会進行を務めます JICA 環境女性課の鈴木有津子です。前任も鈴木と申しましたが私も鈴木です。本日から私は正式なビューローのメンバーということで参加させていただきます。

はじめに、お手元の資料の確認をしたいと思います。右の初めのところに「FC1/1」と書いてある厚目の資料が1冊、これは通しになっています。そのほか、本日先生がたからご意見等を頂き、追加の資料として幾つか配付をしているものがあります。

「皆様」という書き出しの FC1/9、JACSES（環境・持続社会研究センター）の石田さんから頂いているコメントが FC1/10、「JICA 案作成において検討した事項」が FC1/11、ECFA 環境部会の佐々木さんから頂いているご意見が FC1/12 です。最後に、JICA で先日説明会をした際に使った環境社会配慮ガイドライン説明資料ということでパワーポイントの資料が FC1/13 です。

もう一つ、ご参考ということで、小さくまとめたバージョンで「JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言」をお配りしています。

以上の資料ですが、皆様お手元にありますでしょうか。もしないものがありましたら、事務局員が適宜回っていますのでおっしゃってください。

引き続き、私のほうから議題の確認をさせていただきます。お手元の資料、FC1/1 をごらんください。まず、ビューローができていないので、何を話したかという概要だけの説明になるかと思います。今日は何をするかというお話と、2番目として、フォローアップ委員会設置要項（案）についてご説明します。そのあとに JICA 案についての協議を行い、そして今後のスケジュールの確認ということが議題です。

まず、メンバーを明らかにする必要があるので、議題の2から説明をさせていただきます。お手元の資料、FC1/2 を開けてください。前回の JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会を受け、これから JICA で作成するガイドラインの必要な助言を受けることを目的として、今回この委員会を設置します。構成メンバーについては、前回の委員会で皆様からいろいろご提案があり、今までのメンバーを原則にするというお話がありました。私どもはそれをもとに、皆様にご参加いただけるかという確認をしてきましたが、以前、共同議長を務めていただいた國島先生から、今回は参加は見送らせていただくというお話がありました。國島先生以外は皆さんご参加いただけるというお返事を頂きました。

これは提案ですが、進め方については、前回同様、共同議長等を置いて進めるのがよいのではないかと考えています。共同議長が議事を執り、委員の代表のかたから選ばれたビューローを設置し、ビューローは議題と議事の運営を協議して皆様に持っていく役

目をしていきたいと思っています。

後ほど、詳しいスケジュールについては議題の中でご相談させていただきますが、開催のスケジュールとしては、今日から16年3月までをめどとしています。これは前回の委員会の中でも、4月導入ということでご提言を頂いているところもありますので、そういうことを意識して考えました。

スケジュールの概略は次のように考えています。FC1/2の2ページ目です。第1回のガイドラインの案を作成し、そのあとにパブリックコメントの募集を行います。前回、パブリックコメントは2か月ぐらいの時間が必要だということがありましたので、そこも配慮のうえ、後々、第2回のフォローアップ委員会を開催する。そのフォローアップ委員会を受け、2月下旬にガイドラインの第2回の案を作成し、3月上旬に第3回のフォローアップ委員会を開催し、ガイドラインを完成させる。大きなスケジュールの流れとしてはこのように考えています。しかし、今日の議論によっては、いろいろアドバイスもあるかもしれませんので、そのあたりは今日のお話の中でまた確認をしていけばと思っています。

4番目としては、前回同様、情報公開に努めていきます。当日の参加者を認め、その方たちの発言も認める。また、委員会の結果はホームページを通じて皆さんに公開していくことを考えています。

事務局の実務については、私どもJICAの環境・女性課で担当することを考えています。以上です。

それでは、議長の選出は、前回同様としたいのですが、皆様のほうで特にご意見はありますか。その案でよろしいですか。

- **富本委員** 引き続き、原科先生に議長をお願いしてはどうかと考えています。いかがでしょうか。
- **鈴木** 原科先生のほうはいかがですか。
- **原科委員** 行きがかり上、しょうがないというか、しかたがない。しかたがないという言い方はよくないですね。全部の会議に出席した人間が少ないと思いますから、私は全部出席しましたから、そういう点ではフォローアップはできるかと思います。

ただ、記憶力があまりよくなってきたので心配ですが、書いたものがありますから、もしそういうことがあればよろしくお願いします。

- **鈴木** それでは、原科先生はお引き受けいただけるということですが、皆さん、お願いするということでもよろしいですか。では、よろしくお願いします。

以前は共同議長という形をお願いしていたのですが、國島先生が今回は参加をされないということですので、今日はどのような形で。以後お一人ということなのか、やはり共同議長という形がよろしいのか。そのあたりでご意見があれば頂ければと思います。

- **富本委員** 前回は、委員長、議長と、最初の段階で議論があり、結果的に共同議長ということになりましたが、今回、國島先生のご辞退ということもあり、あえて共同議長と

いうことよりも、お一人で議長をお願いしてはいかがかと思います。よろしくご検討を頂きたいと思います。

- **鈴木** 國島先生は今回はご参加されないということで、原科先生に議長をお一人という形をお願いするという案が出ていますが、それでよろしいですか。
- **原科委員** どうでしょう。考え方として、一人というのはどういう考え方ですか。短期だから一気にやったほうがいいということですか。交代でやっているとい食い違いが生じたりしてまずいということでしょうか。何かその理屈は理屈で、前とは違う段階ですから、そういうことでよろしければ頑張ってみます。
- **鈴木** よろしくお願ひいたします。
- **原科委員** それでは、今のことで決まったということで始めてよろしいですか。
- **鈴木** はい。
- **原科委員** それでは、始めさせていただきます。そうすると「共同議長」という表現ではないほうがいいのかな。
- **鈴木** それはこちらのほうで修正します。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科委員 (以下 原科議長)** では、要項の表現を変えていただいて。

それでは、3番目の「JICA案の協議」に入りたいと思います。それではご説明を頂きます。これは「1/3」と言うとか何か変な感じですね。スラッシュよりもハイフンを使ったほうがいいのではないですか。どうですか。「3分の1」と言うとか何か変ですよね。少し気分を変えてハイフンにしてはどうですか。1-3とか1-4なら分かるのですが、3分の1という、3枚のうちの1枚目の資料のような。

スラッシュはJICAの方式ですか。ハイフンのほうがいいかと思います。

- **鈴木** それは検討させてください。
- **事務局 上條 (以下 上條)** 環境・女性課の上條です。JICAの案をご説明させていただきます。まず、今朝お配りしている資料のFC1/11をご説明させていただきます。そのあと、案を見ていただきながらご説明したいと思います。

それでは、FC1/11を見ていただきたいと思います。

まず、基本的な提言を頂いて、JICAでどういう考え方を取ったかというところを、「1.基本方針」の(ア)(イ)(ウ)に書いてあります。

(ア)としては、改定委員会にご参加を頂いた皆様はよく内容をご承知だと思っておりますが、これから相手国政府に理解を求めたり、JICAだけでは事業ができませんので、いろいろな関係機関の方もいますので、関係機関の方に理解を求めること。また、JICAも企画・評価部の人間だけではなくて、この場にも各関連事業部の人間が来ていますが、在外事務所の日本人スタッフだけではなくて、そのナショナル・スタッフの方にも理解をしていただいて、ガイドラインを読んでそれが実行可能だとみんなに認識していただくことがいちばん大事ではないかと考えました。

そこで、頂いた提言の文書を、もちろん提言の中でもご議論とご検討を頂いているのですが、文書表現も含めて何度も読み直しました。また、案を作る中では、基本的には提言で頂いた文書をなるべく生かすという趣旨ですが、重複していると感じたところは簡潔で分かりやすいように考えました。それが（ア）です。

（イ）ですが、今日はお手元に提言のコピーをお配りしていますが、「7. ガイドラインの構成と内容」の部分を生かして JICA はガイドラインを作ればいいのかという提言を頂いたのですが、特に「Ⅰ. 基本的事項」と「Ⅱ. 基本的手続き」の部分で、同じことを言っている項目が出てきますので、そこを統合しました。

同じ表現を同じ項目として挙がっているところは、項目の重複を避けて統合しました。同じ項目で書いてある内容は一つとしました。

あとは、順番ですが、例えば定義をなるべく前のほうに持ってきたとか、順番を変えました。

提言のところは、同じことを言っていると思うのですが、違う表現があったりするところも見つかりましたので、そういう表現を統一するような検討をしました。

（ウ）ですが、スキームの手続きの部分は JBIC と JICA の間で連携できる部分は少し提言とは違う書きぶりにしてあるのですが、それ以外のところは基本的に同じやり方を取らせていただいています。

あとは、2004年4月1日と提言を頂いた施行日や環境影響の項目等は、基本的に提言をそのまま頂いた形にしてあります。それが「1. 基本方針」です。

以上の考え方に基づいて、提言を頂いた「7. ガイドラインの構成と内容」を何度も読み返しました。

そこで、「2. 主に検討した点」に移らせていただきますが、その結果と、どういう考え方を取ったのかというところを、「2. 主に検討した点」の（ア）～（サ）でご説明させていただきます。

構成を3部構成から2部構成に変えたということですが、それは今日のお手元の資料の FC1/3 を見ていただきたいと思います。

提言で頂いた「Ⅰ. 基本的事項」と「Ⅱ. 基本的手続き」のところを見て、項目としては同じことを言っているところがあると考えました。

例えば、提言の中で、JICA が環境社会配慮の確認・支援を行うのだということが各所出てきます。例えば「Ⅰ. 基本的事項」の「2. JICA の環境社会配慮の基本方針」で、「早期段階から環境社会配慮の確保」、「協力事業完了以降のフォローアップ」、「事業実施における説明責任」。それは確認と支援の関連の中で提言を頂いたと思うのですが、そういう部分を「JICA の責務」という言い方でまとめたほうが、メッセージ性も高く、JICA は何をやるのかという項目としてまとめたほうがより分かりやすいのではないかと考えました。

同じ考え方で、例えば「情報公開」は、提言では「Ⅰ. 基本的事項」の「2. JICA の

環境社会配慮の基本方針」の（６）で「情報公開」という項目があり、「Ⅱ．基本的手続き」でも、「情報公開とステークホルダーの参加」という言い方で情報公開を述べているところがあります。同様に、「ステークホルダーとの協議」もありますし、環境社会配慮の項目もあります。

それ以外のところは、１対１で対応しているところもありますが、そのことをこの矢印が、たくさん矢印があるのですが、こう集約・整理したというのがこの資料です。

また、「対象とする協力事業」を 1.5 として項目立てをしました。JICA の協力事業の対象としては、開発調査や無償資金協力の事前調査、技術協力プロジェクトというのは分かるのですが、対象としてはこれこれだという所がなかったので、それは 1.5 として「対象とする協力事業」という言い方で書いたほうが分かりやすいのではないかと考えました。前半部分はこのように集約・整理をしました。

次のページで、その手続きのほうは、提言では「環境社会配慮支援・確認の手続き」と書いていただいたのですが、そこは「各スキームの手続き」とタイトルを変えました。それ以外は、言葉もそのまま頂いて、項目立ても順番も同じにしてあります。

別紙 1～3 は、別紙 1 のタイトルを「相手国政府に求められる環境社会配慮」と書いてありますが、これは提言の中でよく出てくる「相手国政府に求める環境社会配慮の要件」という単語を使ったほうが分かりやすいのではないかと考えて「要件」という表現にしました。

別紙 2 は全く同じ表現です。

別紙 3 は、「現地環境影響評価」の「現地」という言葉を取りました。あとでもご説明しますが、「現地」という言葉だけを取りました。

あと、別紙 4 として、これは JICA が検討段階でカテゴリ分類をしたうえで外務省に提言を行うということですので、そのカテゴリ分類をしないといけませんので、カテゴリ分類を行うために必要な情報を掲載するというので、これは JBIC の資料をかなり参考にさせていただきましたが、資料 4 として「スクリーニング様式」というものを、提言にはなかったのですが新たに付け加えました。

これが FC1/11 の「2. 主に検討した点」の（ア）の内容ですが、提言で頂いた 3 部の構成を 2 部の構成にしたということです。

提言に入っていた言葉が少し抜けているのではないかというご指摘を頂いているのですが、私どもとしては、トータルで見ただけであれば、その表現ぶりが特に弱まっているということはないのではないかと考えています。

次に、FC1/11 の「2. 主に検討した点」の（イ）ですが、対象事業の中で緊急を要する場合の扱いというものを考えました。これは FC1/4 ですが、「1.5 対象とする協力事業」という項目を立てました。

そこでは、今の説明の繰り返しですが、より正確にという意味で「開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査」とし、「のための事前調査」という言葉を加えま

した。JICA が行う部分はこの調査ですので、「事前の調査」という言葉を加えました。

「技術協力プロジェクトを対象とする。ただし」という言葉遣いをさせていただいて、「ただし、緊急を要する場合は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対応する」という表現にしてあります。

この趣旨は、JICA が行う協力事業の中で、環境社会配慮をするのは基本ですが、例えば平和の復興に JICA も参加・関与することもありますので、緊急にある程度時間の制限がある中で調査をしなければいけない場合も想定されるだろうと考えています。

その場合に、全くこのガイドラインを無視するという事ではないのですが、例えば開発調査でAになったりBになったり、それは案件ごとにさまざまだと思うのですが、スキームとカテゴリ分類が決まったあとは基本的にこの「手続き」に従ってやっていくわけですが、その中で一部、手続きを踏まえられない部分も出てくるのではないかと思います。

その場合は、その具体的な手続きをどうするのかというところまではまだきちんとご説明ができないのですが、少なくとも説明責任とか、どうしてそれは緊急を要する扱いにするのかという説明をするとか、節目節目の情報公開をするとか、そういうことは担保をしなければいけないと思うのですが、全くこのガイドラインで書いた手続きどおりにやらないということは難しいことが想定されるのではないかと考えています。

それで、現時点での表現としては、もちろんガイドラインを無視するという事ではないという趣旨ですが、「本ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に」のその「適切」をどうするのかというのは内部で検討しなければいけないと思っています。「説明責任」とか「情報公開」という言葉を足す必要があるかと考えているのですが、別扱いをする場合が生じるのではないかと考えています。それが（イ）です。

（ウ）ですが、提言の中では「対象プロジェクト」と「協力事業」という表現があります。「対象プロジェクト」は、提言の中で定義がされているのですが、相手国が実施するプロジェクトを称して「対象プロジェクト」と言う。「協力事業」は、JICA が行う部分だということです。

私どもの理解としては、対象プロジェクトがある中の、その一部分を JICA が協力事業として支援をするという理解です。そういう考え方でこの「対象プロジェクト協力事業」という言葉遣いを一個一個見ていきました。

今、JICA の案では「対象」という言葉を取って単に「プロジェクト」としているのですが、「対象プロジェクト」という言葉遣いをすると、どこまで JICA が支援をするのか、どこまで関与をするのかがよく分からない部分や、制限がなくなってしまうと読める部分も出てくると考えています。

例えば「情報公開」のところでの書きぶりは、「プロジェクト」と「協力事業」という言葉遣い、そのセンテンスや使い方によって使い分けがあるのですが、ガイドラインは強制力を持つので、どこまで JICA が関与するのかがよく分からないと判断できると

ころは、「協力事業」と置き換えても趣旨を踏まえて対応できるのではないかと判断して「協力事業」と置き換えているところもあります。ただ、「プロジェクトにしたほうがいいのではないか」というコメントも頂いていますので、一個一個見直して、JICAはここまでやるのだということが明確に理解できればそれはまた検討したいと思っています。

(エ) は、カテゴリ A の場合のステークホルダーとの協議です。案では 5 ページに「1.8 ステークホルダーとの協議」があります。提言の中では、カテゴリ A の場合のステークホルダーとの協議という部分があります。

提言では、33 ページの「③ ステークホルダーとの協議」の中段に「カテゴリ A については」というセンテンスが 4 行ぐらいあります。そこで、ステークホルダーとの協議は少なくとも 3 回やると書いてあります。3 回というのは、スコーピング時と、環境社会配慮の概要検討時と、最終報告書案作成時と書いてあります。JICA の案もその 3 回を踏まえています。

ただ、JICA の今の案では、5 ページの「1.8 ステークホルダーとの協議」の 4 番の 3 行目の最後のほうで「最終報告書案」としています。これは「作成時」という言葉を取りました。

あとは、提言では「各段階において継続的に協議を行う」と書いてあるのですが、JICA の案では「継続的に」という言葉は取って、「各段階において協議を行う」という言い方にしています。

その理由は、まず「作成」という言葉を取ったのは、私どものイメージとしては、A の場合、ステークホルダーの人たちと少なくとも 3 回やる。最初のスコーピングのときには当然やる。スコーピングを踏まえて JICA のほうで調査をし、経過を作る段階で、それはある程度幅があると思っているのですが、概要検討の段階では案ができた。代替案の検討もして、どの案を採用すれば適切かという代替案の検討も踏まえて、おおよそ環境社会面からの検討の段階、代替案の検討などをして最終的な案を一つ選ぶぐらいの段階が 2 回目です。

3 回目としては、そういう環境社会配慮面の調査を全部踏まえて、JICA で「ドラフト・レポート」と言っているものですが、そのドラフト・レポートができた段階で、過去 2 回のステークホルダーとの協議を踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートはこうなりましたという説明をする機会になるのではないかと想定しています。

1～2 回目で調査の TOR の検討や案の検討をさせていただいて、それを踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートはほぼ完成に近い段階ですが、そのドラフト・ファイナル・レポートでこうなりましたという結果をご説明することが主になるのではないかと考えています。そういうことであれば最終報告書ができた段階だということで、「作成時」という言葉は取っています。

あと、「各段階において継続的に協議を行う」の「継続的に」ですが、もちろん各段

階で複数回の協議をする必要は出てくるとは思いますが、「継続的に」と言うと、どこからどこまでを指すのが明確にイメージできないこともあり、今は「継続的に」という言葉は取っています。それが（エ）です。

（オ）は、審査諮問の対象となるカテゴリAとBの扱いですが、提言では「AとB」と書いてあります。つまりAとBのすべてということだと理解しているのですが、私どもの案としては、Aは諮問することになると思っています。

ただ、Bについては、改定委員会の議論の中にもあったと思いますが、スクリーニングの一つの方法としてかける場合もあると思います。非常に幅が広くて、Aに近いのではないかという想定をしながらBをかける場合もありますし、あまり影響はないかもしれないけれども念のためにやってみようというものもあると思います。

また、Bを含めると数もかなり大きくなると思っています。それをすべて諮問するとすると、情報量も大変な量になりますし、それを外部の専門家のかたに全部フォローをしていただいている的確な意見を頂くのもなかなか難しいのではないかと考えて、Bについては提言の 1.10 の 2 で「必要と判断するものについて」という表現にしています。Bの中の一部分を諮問の対象とすればいいのではないかと考えています。

（カ）は、「ガバナンス」という表現です。これは6ページの「1.13 配慮事項」に関係してくるのですが、提言では、ガバナンスにも配慮をするという言い方をしています。

ただ、JICAの中で議論をしたときに、ガイドラインの中で「ガバナンス」という言葉を使おうとすると、提言の31ページの「(4) 環境社会配慮確認の要点」の最後の3行で、「重要であることに留意する」という言葉遣いがあるのですが、実際にそうなる何をどのように留意したらいいのだろうかということを考えました。

ガバナンスというのが、例えばステークホルダーとの協議や情報公開や説明責任という趣旨であればいろいろな部分で表現していますので、そういうことは重要だということ認識してガイドラインの中にも表記していますので、ここで「ガバナンス」という言葉遣いをすると、何をどう配慮したらいいのか、どう留意したらいいのかというところが対応が難しいのではないかと考えて、そこは今は落ととしています。

（キ）は、「JICA の意思決定」ですが、提言では「JICA の意思決定」という言葉で、34ページの（8）で「JICA の意思決定」という項目を立てていただいて、その内容は、JICA が意思決定をして、その結果を外務省に提言をするのだということを書いているのですが、ここで気になったのは「意思決定」という言葉の使い方です。

私どもはいろいろなレベルで意思決定はしているのですが、ガイドライン上で「意思決定」と言う場合は、非常に重要な事項を意思決定する。JICA は、意思決定をしていただく材料を、例えば外務省に出したり、相手国政府が事業を実施するしないの意思決定をする際に、環境社会配慮の調査の結果を相手国政府に出して、それを踏まえてもらうように働きかけるということはするのですが、そういう JICA の立場を考えると、「意

思決定」という言葉が適切なのかどうか。そういうことを少し疑問に思い、この案では「意思決定」という言葉遣いはしていません。「適切に判断する」とか、そういう言い方をしています。

(ク)は、「外務省からの実施指示後」という表現です。例えば7ページの「1.14 外務省への提言」の二つ目のパラグラフの1行目で、「JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について」という言い方をしています。これは以前は「JICA は、外務省からの実施指示後」という言い方をしています。

それを変えた理由は、独立行政法人になり「業務指示」という言葉がなくなったということです。今は、国際約束を外務省が締結していただいたあと、JICA が事前の調査を始めるという業務フローですので、その業務フローに従って、「実施指示後」という言葉を「国際約束を締結した案件について」という表現に変えました。

(ケ)は、環境社会配慮が確保できないと判断する場合の例示ですが、これも同じ1.14で、今は「外務省に提言」としていますが、提言の中では、これも同じ34ページの「(8) JICA の意思決定」の後半の8行目ぐらいのところですが、「ここで『環境社会配慮が確保できないと判断する場合』として想定されるものとしては」という言い方で、「例えば」ということが書いてあるのですが、ガイドラインの中に例示まで盛り込む必要があるかどうかということを考えました。

このガイドラインを受けて JICA で参考資料を作ろうと考えていまして、そういう中では、実際にこういう判断をするときはこういう場合を想定していますということを書く必要はあると思うのですが、ガイドラインの中で例示までは書かなくてもいいのではないかという判断を今はしています。

(コ)は、連携 D/D の扱いですが、案の 11 ページの 2.4 で「詳細設計調査」、2.4.1 で「連携 D/D」と書いてあるのですが、「2.4.1 連携 D/D」と「2.4.2 連携 D/D 以外の D/D」のところで共通した手続きということで、提言では 40 ページ以降に D/D の扱いが書いてあります。

これも JICA の内部で検討し、JBIC と JICA で行う連携 D/D の手続きと連携 D/D 以外の D/D の手続きは、別に整理したほうが分かりやすいのではないかと判断しました。

連携 D/D については、円借款の要請を受けた以降は、JBIC のガイドラインが適用されて、そこで審査をされるとか、そういう一連の配慮がなされるという理解をして、そこで JICA が手続きをいろいろ書くと逆に支障が起きてしまうのではないかと判断しました。

具体的手続きについては JBIC のガイドラインで適切に判断していただくとして、ただ考え方はきちんと明示したほうがいいということで、提言で頂いた文言を生かしてこのような 8 行ぐらいの文書を加えました。

ただ、後半の 4 行は JICA のほうで多少言葉を加えました。11 ページの 2.4.1 の 5 行目で「なお、実施にあたっては、JBIC による審査内容を十分把握する」という言葉を足

したり、「また、JICA は、最終報告書の概要版を完成後、速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所の情報公開する」という言葉は、提言で頂いたセンテンスに加えてあります。

(サ) は、スクリーニングのことです。先ほども少し説明しましたが、案の 23 ページにスクリーニングの様式を載せています。

これは主に要請を受ける段階で、要請書にこれを英語化したものをつけさせていただいて、そこで相手国の責任者のかたに答えていただく。それを頂いたあと、要請の検討にも使いますし、案件が決まって事前調査に行くときには事前調査団員が再度確認するとか、新たな情報を得たうえで再度チェック項目を確認して、必要であればカテゴリ分類をし直すとか、そういうことに使おうと今考えています。

これから外務省にお願いして要請書も変えなければいけないということは改定委員会でも議論されているのですが、その一つの方法として、今ある要請書にこのスクリーニング様式を添付するというやり方もあるのではないかと考えています。

以上が主に検討した点です。

「3. 継続して検討が必要な事項」として、ガイドラインの中でそれなりの表現はしてあるのですが、まだいろいろ考えている部分です。ただ、これを全部待つてやっているとガイドラインがなかなかできないということもありますので、ガイドラインの作成作業と合わせながら考えなければいけないと思っているのが以下の3点です。

(ア) 審査諮問機関の目的と役割。これは案の5ページに「1.10 審査諮問機関への諮問」という項目を立てています。これは提言で頂いた項目を生かしているのですが、ここで提言で頂いた言葉遣いが省かれているところがあります。

提言では32ページの「(6) 審査諮問機関の設置と活用」で、「対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の支援・確認に関し、環境社会配慮審査室の審査を助けるために」という言葉遣いは、ここまで言わなくてもいいのではないかと考えて、ここは少し言葉を取っています。

そのあと、提言の4行目で「カテゴリA及びB案件について、要請段階から関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか」というところですが、個々の協力事業について、主にカテゴリAになると思うのですが、カテゴリAの調査結果が質として十分かどうかという最終的な判断を仰ぐことは当然あると思います。個々の協力事業については私どももそのとおりだと思うのですが、要請段階から関与して、その支援の是非についても審査諮問機関に問うのかというところで、そこまでお願いすることが果たして適切なのだろうかということを今考えているところです。

まず、要請といいますと案件が非常な数になるということもありますし、このことについて支援を行うべきか行わざるべきかという判断を第三者の専門家の方にはたして仰げるのだろうか。仰ぐのが本当に適切なのだろうか。提言では「意思決定」という言

業にしていますが、JICA が自分の責任で判断して外務省に提言をするという対応がいいのではないかとということも今考えているところです。

(イ) 作業監理委員会との役割分担。今、JICA の案の中では「作業監理委員会」という言葉遣いは一つも出てきません。改定委員会の中で作業監理委員会も話題になったことは承知しているのですが、作業監理委員会をどうするのかという議論をしてしまうとなかなか結論が出ないと思っています。ただ、作業監理委員会というのは、各事業部が必要と判断した場合に設置するものですから、個々の事業で作業監理委員会があってもなくても、カテゴリ A、または B の中の今は一部と想定していますが、そういうものに対しては審査諮問機関に諮ることは明確だと思いますので、作業監理委員会等の役割をどうするこうするというをガイドラインに書かなくてもいいのではないかと今考えているところです。

(ウ) ガイドラインの実施と遵守を確保する体制の整備。案では 7 ページの 1.15 で「別途定めるところにより、本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う」という言葉で、これから継続的に議論をしなければいけないと思っているのですが、それ以外に諮問機関を立ち上げたいと考えています。

あとは、JICA 内部の、提言の中では「審査室」という言葉を使っています。JICA の中の体制をどうするかというところは今議論をしている最中です。

以上がほぼこの案を作成するに当たって検討したところです。それに基づいてこの案を作りました。

個々のページのことになりますと説明が長くなってしまうと思いますので、一回ここで終わらせていただきたいと思います。

- **原科議長** 上條さん、ご説明をありがとうございます。概略といっても相当詳しく説明していただきましたのでおおよそのことはお分かりだと思いますが、ただ個別に検討するには時間がかかりそうですね。
- **森嶋委員** 具体的な議論に入る前に、基本的なことをお聞きします。今回の環境社会配慮ガイドラインの改正は、1990 年の作成の環境配慮ガイドラインの大幅な見直しになります。それを JICA のガイドライン案としてまとめるのは大変な作業だろうと思っていました。私も、33 年間、多くの省庁の監督を受けます特殊法人で働いてきましたがその経験からも実際には大変な作業になるだろうと思います。そんな中で、短時間にこれだけのことをまとめていただいたことは素晴らしいとは思いますが、逆に、今日出てきたガイドラインそのものの性格が判りません。この改定ガイドライン案がどのような経過を経て作成されたのかということについてご説明いただきたいと思います。と申しますのは、恐らく、関係省庁、あるいは関係する JICA 内の部局との調整が大変だったと思うのですが、何らか作業のチームを作って作成されたのか。あるいは担当部で事務的に作って見たものなのか、ということです。

また、JICA という組織の中でどのような意思決定を経て今日のガイドライン案が出て

きたのか。例えば、部長会や理事会を経て、対外的に出すような仕組みがあると思いますが、そういう意味では、今日出てきたガイドライン案はどのレベルの意思決定を経たものであるのかということをご説明いただきたいと思います。

- **原科議長** 今の点でご回答をお願いしたいと思います。
- **上條** 今日お話ししているものは、9月に提言を頂いて、そのあとほとんど毎週1回はJICA内部の関係事業部が集まり、それは主に課長代理レベルですが、案のたたき台を作ったのは環境・女性課です。主に私が担当したのですが、案を作り、それを毎週毎週、各関係事業部、開発調査の担当事業部、無償資金協力の事業部、技術協力の事業部に來ていただいて、あとは地域部の担当にも來ていただいて議論をしました。そのあと、その案を踏まえて、今日のフォローアップ委員会の第1回に出すものとしては、企画・評価部の中でまた議論をした結果が今出ている段階です。ですから、私どもとしては、そのあとはここで議論をしていただいて、外に出す前には組織としての意思決定はあるレベルではしておかなければいけないと思っています。
- **原科議長** 今のご説明でよろしいですか。企画・評価部の内部で作った段階のものということですか。
- **森嶋委員** このガイドライン案の性格はよく理解できたのですが、すでにこの案に対して多くの意見が出ているわけです。この意見をこれからこのガイドライン案にどのように反映させていくのか、非常に大事なことだと思います。今、提示されているスケジュールからいきますと、この会議が終わればすぐにパブリックコメントに入ってしまうということですが、それは困難なことだと思います。そのところが非常に大事なので、あとの議論でも結構ですがきちんと整理をしておきたいと思っています。
- **原科議長** これからの議論の進め方は最初に確認をしておいたほうが良いと思いますので、私もその点は少し気になりました。今、ご説明いただいたことでJICAとしての作業の内容や方針は分かりましたが、ただ、提言を作った我々としては、提言で表現した部分をコンパクトにさせていただいたことは良いのですが、その段階でだいぶ省略があるような感じがします。それでいいかどうかの確認は少し時間がかかりそうです。
今のスケジュールでは、来月はパブリックコメントに入ることになっていますが、少し無理ではないかという感じがします。このあたりはまず最初に確認しておいたほうが良いと思いますが、ほかのかたのご意見はいかがですか。
- **富本委員** この原案を作りました経緯は、今、上條から説明したとおりですが、できるだけガイドラインをコンパクトにするということと、利用者に分かりやすい形にしようということが一応事務局としての考え方です。ただ、確かに提言との間に若干の差がありますし、表現方法、あるいは基本的な考え方の中で多少差があるかもしれませんので、その点について、すでにいろいろコメントが出ていますし、この場でもコメントが出ると思います。スケジュール全体は確かに4月1日から実施を目途にしていますが、場合によってはあと1～2回、議論をしていただいたうえで、できるだけ委員のかたがたの

コンセンサスを果たうえでパブリックコメントにかけるのが望ましいのではないかと考えています。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** ほかのかたはいかがですか。特に今日ご意見を出していただいたかたはお二人です。たくさん出ていますが、これに対する議論をする場がないといけないと思いますから、最低1～2回はやらないと対応できないと思いますが、そんな進め方でよろしいですか。では、スケジュールはあとで決めますが、大体そういうことで、12月にすぐパブリックコメントに入れられないかもしれませんが、12月中には入りたいと思います。日程がきついです。さらに1～2回の議論をしてフィードバックができるようにしましょう。そのプロセスでまた案を直していただいて固めていくことにしたいと思います。それでは、基本方針のところは今のご説明のとおりで皆さんご理解いただきたいと思いますが、この部分で何かご質問等がありますか。よろしいですか。

では、2番目の「主に検討した点」という部分で、また細部にわたる議論の中で出てくるとは思います。基本的なところで特に何かありましたらご意見を頂きたいと思えます。

(ア) の、構成の3部構成から2部構成への変更というところですが、ここはいかがでしょうか。資料のFC1/3に構成の比較の表があります。これを見ていただくと、かなり整理をしていこうということですが、ただ、中身の対応を示したものがないので、これも検討に時間がかかりますね。

- **山田委員** 外務省の山田です。新しい案を見た感じでは、非常にすっきりしたという感じがしています。もちろん、提言委員会の案は提言委員会の思いが入っており、その思いがいろいろな形で出ているので、その思いが削られたという感じが委員の先生方にはするのではないかと思います。これを使う人は提言委員会の委員ではなくて、世界中におられる JICA の職員、あるいは在外公館の関係者や相手国政府の人たちが見るわけですから、簡潔に2部構成にしたのは、実務的には非常に分かりやすくなったという印象がしています。
- **原科議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中聡志委員** 環境省の田中です。3部構成が2構成になったということで、分かりやすくなったことはそのとおりだと思います。

私がこの会議に参加したときには構成の議論は終わっていたように思うのですが、私なりに理解しているのは、I部とII部の違いで、II部の中で具体的な三つのカテゴリの事業の話が出てくるのです。具体的なその三つのカテゴリに入らない前の段階として、総論的に全体にかかってくるいろいろな原則的な考え方とか、多分そういう意味があったのだと思うのです。

今回のガイドラインを作る際に、頭から三つのカテゴリという決めうちで入っていくのであれば、I部の総論的・原則的考え方はいらなくなるので、それはそういうふうに

すればいいと思うのですが、例えば三つのカテゴリに入らないような事業についてもやはり考えておいたほうがいいということとか、具体的に施行される前においてもやはり心しておくべきだというような原則とか。つまり、非常に具体的な手続き、具体的なプロセスとしてこのガイドラインが適用される、そういうものとは別に原則的なものとして書いておいたほうがいいことが残っていれば、I部はそれなりの意義があると思います。

ただ、中身を見ると、確かに重複感が強いことも間違いないので、それはこのガイドラインを当てはめる際にどこに焦点を置くかということだけだと思うのですが、そういう意味でも、いちばん具体的な効果のある部分に絞ってガイドラインは書くのだというスタンスで臨むのであれば、今の整理は非常に分かりやすいものではないかと思います。

- **原科議長** ほかにございますか。3部構成を2部構成ということが、コンパクトになったような感じもしますが、FC1/4の目次を見ると、基本的事項が16項目もあって、かえって複雑になったような感じもするのです。3部構成のほうは基本的事項と手続きに分けていて階層構造になっているので、むしろ分かりやすいということもあるかもしれないので、これはどちらがいいか分からないですね。

もう一つは、コンパクトにしすぎて提言との対応関係のチェックがしにくくなったことが少し気になります。だから、余計にこれから時間がかかるような感じもします。もう一回今までの議論をやり直すのもしんどいですから、そういうことのないようにするためになるべく基本的な提言の第7章、あるいは3部構成、それは大体これに沿って作っていただきたいという議論をして固めてきましたので、どうなのでしょう。元の基本構造は変えないでいただきたいという感じもしますが、いかがでしょうか。ほかにご意見はございませんか。

山崎委員、どうぞ。

- **山崎委員** 今、構造の議論をしているので、そのことについてはどちらがいいというのはなかなか決めにくい面もあると思うのですが、内容の点について確認しておきたいと思います。私は後半からしか出ていけませんので前半の部分は分からない面もあるのですが、内容について、理想論で書くのか現実のガイドラインとして使う視点で書くのかという議論がだいぶありましたが、改定委員会としての意思というか、意見の若干の違いはあったかもしれませんが、理想論で書こうと整理されたと思います。

ただ、ガイドラインにする場合には、使いやすさというか、JICAとしてどう使っていくのかということに軸足を置いて書く。あるいは、提言で述べているような理想の方向に少しずつ近づいていくというのがたしかJICAのお考えとして示されて、そこについては、ここも若干のニュアンスの違いはあるかと思いますが、一応の改訂委員会のコンセンサスができています。そういうことを考えれば、ガイドラインの内容について提言とすべて同じでなければならぬという議論を始めてしまうと、今ここでやっていることはあまり意味がなくて、提言どおりに書けばいいのではないかという議論で終わって

しまいます。

その現実の姿を JICA としてどう判断するのかということでこの案ができていと考えれば、まず構成の議論でしてしまうと相対的な議論がなかなか答えが出ないような気がしますので、内容の議論を少ししていただいて、現実的なところで理想とフォローアップ委員会としての思いのずれている部分を認めうるのかどうかという議論をしていく中で、提言と同様の構成にする必要があるのかどうかという議論をあとでするのも一つの案ではないかと思います。

- **原科議長** 基本的にこの提言のとおり 100%ということは考えていませんからおっしゃるようなことだと思いますが、ただ、その比較をするためにも、構成があまり違いますと、どこがどう違ったかという判断に余計時間がかかってしまうので、構成自体はむしろあまり変えないほうが今おっしゃったことのチェックがしやすいと思います。

短期間で我々としてはまとめたいということですから、あと 1～2回で仕上げるためには、そのための情報処理の方法として、構成は前に做ったほうがいいのではないかとこのことを申し上げたのです。おっしゃることはそのとおりで、これはそのための委員会です。

- **村山委員** 構成の議論ですが、基本的には今回の案の 1.6～1.16 が「基本的な手続き」という 2 番目のところに当たっているということですね。その上の部分が「基本的事項」という提言委員会の案に当たっている部分だと思うのですが、そもそも提言委員会のときに、各スキームごとに議論をするというよりも、各スキームに共通した部分から議論をしていこうというような話があったように思います。そういう意味では、この 1.6～1.16 に当たっている部分は、基本的には共通する部分をまとめて書いているところですので、そこをまとめて「1」としてしまうと、提言委員会の議論のプロセスと違うような感じが若干いたします。ただ、1.6～1.16 という形に並列的に挙げてしまうということではなくて、ここを少し階層化して書けばいいということかもしれませんが、そのあたりは明確に位置づけたほうが、我々が議論してきたこととの整合性がとれるのではないかと感じがします。

もう一つ、提言委員会の中で、環境社会配慮の基本方針を挙げているわけですが、これが（1）～（7）まで出ているわけですが、これをかなり分かりやすくということではいろいろなところに振り分けられているという印象を持ちます。ここは、むしろ今回のガイドラインの基本姿勢のようなものをまとめている部分のように思いますので、振り分けるよりは、少し別立てで最初のあたりに出しておいたほうが、これから JICA はどういう方向で進むのかということが明確に理解いただけるのではないかと気がします。もちろん具体的な内容は振り分けたほうがいいものもあるとは思いますが、基本的な趣旨は、7項目という形で前の文を出しておいたほうがより分かるのではないかと思います。

- **原科議長** まとめておいたほうが論理の一貫性をチェックしやすいと思います。いかが

でしょうか。フロアから、どうぞ。

- **自然環境研究センター 白井氏** 2部構成にした理由が、分かりやすい、あるいは使いやすというお言葉でしたが、今までの経験から言いますと、環境社会配慮ということについてあまりよく分かっていない方が JICA の中には非常に多くて、今の2部構成でこれを読んでいただいても、理念とか、そういうことはほとんど分からない。

先ほどのご説明の中では、ガイドラインの例示等のところで参考文献をお作りになる、参考書のようなものをお作りになるとおっしゃっていましたが、このガイドラインだけである程度すべてが分かるような形にしたほうが私はいいと思ひまして、やはり提言どおりに従っていただいたほうが分かりやすいと感じています。

提言の中でいろいろな重複があるところはもちろん削っていただいてもいいのですが、なるべく丁寧に提言のほうは書いているので、これもほとんど環境社会配慮が分かっていない方々には提言のほうがよく分かるような気が私にはします。今の2部構成のほうはかなり捨象をしていますので、知っているかたはこれですぐ分かるという感じはしますが、ゼロからの方もいらっしゃいますので、提言をある程度踏まえていただいたほうが分かりやすいのではないかと思います。

- **原科議長** ありがとうございます。ほかにございますか。

これに関して、上條さん、作業的にはいかがですか。今のご意見を頂いていますが。

- **上條** まだどういふふうにしたらいいかというイメージがなかなか湧かないのですが、少し確認したいのは、JICA の案は作ったのですが、それをある程度改良する形で、特に大事な考え方のところを最初にまとめて出す。それを前に出して、その部分を1として、理念をタイトルにしてしまったほうがいいような気がするのですが、それ以外のところで、カテゴリ分類をどうするのかとか、そういうところはまた議論をするというような整理でよければ、そんなに作業はかからないかなという気がします。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** こういう手続きが大変重要だと私は思いますので、手続きの部分と理念とを分けるという元の構成に近いような形で、ただ中身は精査していただいたので、もう一回そういう形で、構成自体は前に近い格好にさせていただくと分かりやすいように感じましたが、いかがでしょうか。では、基本的にはそういう方向でということで、この件はここまでにしておきましょう。

それでは、(イ)のところですか。対象事業の中での緊急を要する場合の扱い。4ページです。これは大変コンパクトに表現してありますが、もう少し文章を付け加えて、緊急を要するから手続きが省略になったということではないのだということですが、ただ通常の手続きどおりではできないという趣旨です。この文言等は今日はやらないで次回の検討がいいですね。これをやると時間がかかりますね。今のご趣旨、ご説明は大体ご理解いただいて、あるいは質問等がありましたら。田中委員、どうぞ。

- **田中聡志委員** 最初のご説明で、全面的に適用することに必ずしもなじまないというか、

ふさわしくない分野があるだろうというようなことは確かに感じているのですが、問題は、そういったものが一体どういうものなのかということと、そういうものがあつた場合にではそれをどうするのかということの2点が非常に気になります。

当然、政府でもいろいろな仕組みを作る際に、支障の生じるケースが出てきますが、いちばん乱暴なのは、それを定義で抜いてしまうというやり方で、そうすると何もかも全く外れてしまいますので、もし何かを除外するのであれば、除外する規定をどこかに書けば、そのほうがよろしいのではないかと思いますし、それがどういったものなのかということが少し分かるようなことが工夫されると、よりよいのではないかと思います。

○ **原科議長** 私もこのあたりは気になりまして、JICAのかたは常に前向きに考えておられるから信頼していますが、いろいろ外部の圧力等もありますから、そのあたりを考えると、例えばこのことの判断をするのに、JICA 内部だけでなく第三者機関的なところでチェックをするのか。つまり、審査諮問機関の関与を明確にしておくとか。案件を要請する段階から審査諮問機関が関与するようにしておけば緊急性云々の判断ができます。そういうシステムまできちんと作っておくことが必要ではないかと思ひます。この表現では少し心配があります。

○ **富本委員** 表現については後ほどご検討を頂くことにして、緊急な場合のことを入れた趣旨としては、昨今の情勢から、アフガニスタンや、場合によってはイラクのようなことを想定して、この趣旨を十分に踏まえつつ、ぜひ案件を形成するなり実施をしていきたいと思ひているのですが、そういうことを許さないような状況があるのではないか。例えばステークホルダーを十分参加させて意見を聞くような状況が本当に想定できるのかどうかという場合に、もちろん周辺住民の福祉ということを1番に考えるわけですが、ここに抱えているようなプロセスを経てすべてができるかどうか。

ただ、同時に、これは相手国、政府機関、他の国際機関等からも非常に期待をされて、スピードをもって何かをしなければならぬ。そのスピードによる成果というものがいちばん地域の人々に対して求められているものだということを考えれば、このガイドラインを充実しつつ、特例、あるいは特別な配慮をする必要があるのではないかという趣旨でさせていただきます。確かに改定委員会の中では十分な議論、あるいはご説明をしてこなかった部分ですので、いきなり何か入れたのではないかというようなお叱りがあることは十分理解しているところです。そういった中であえて出させていただいたのは、昨今の情勢の中ということをご理解いただきたいと思ひます。

○ **原科議長** それはこの場でも少しは議論をしたと思ひます。きちんとはまとまっていますが、そういったご意見を伺ったと記憶しています。

○ **山田委員** 私も10日ほどイラクに行って一昨日帰ってきたばかりなので、まさにこういうことがあるのだろうと。ただ、実際にこういう緊急を要する場合というときに、カテゴリA、カテゴリBの案件をやるということは、普通は想定されていないというか、なかなかそういう状況ではないのだろうと思ひます。他方、そういう意味で、先ほどJICA

の方からご説明があったとおり、100%この手続きに含めるかどうかということに、若干時間的な制約ということはあるのだらうと思います。

ただ、確かにこれが急に入ってきたのでコメントがあるだらうと思っていたのですが、先ほど言われたように、もう少し説明を加えたほうが、委員会の人のみならず、周りの方からも分かりやすいのではないかという感じがしました。

- **原科議長** 特にプロセスの透明性ということが分かるように明確にしていきたい。組織の関与の仕方も書いていただくと透明性も高まると思いますので。

- **川村委員** 私もこの項目は非常に気になっているのですが、一方で、平和復興のときに開発協力をどういう形でやるべきなのかという議論も JICA でされているような気がします。特に、今日来られていませんが、高橋さんが関わっていたようなことも少し伺っているのですが、そのあたりの議論とも恐らく関連してきますよね。

あと、このガイドラインとの関係で言うならば、自分で参加が非常に困難な場合には、配慮義務として、特に留意をしなければいけないという規定を設けているわけです。そういうことが、緊急事態ではやりにくいわけですから、本当はますます配慮をしなければいけないという方向性でこのガイドラインは書いているところで、そういう条項が出てきたときに、その整合性をどう考えるのかということはまだ少し慎重に整理をする必要があるのではないかと。まさに今発言があったように、恐らくこういうところではAだとかBだとかというのは、やらないのだという話になるのだと思うのですが、それならばそれで、一体どういうことなら可能なかということも、もう少し限定をつけて議論をしないと全体の整合性がうまく取れないような気もします。

- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** 今の点につきましてはおっしゃるとおりで、平和復興と開発問題、あるいは JICA の具体的なプロジェクトのしかたについては現在検討中です。

検討中であると同時に、幾つかの国でそういう事例があるわけですので、そういった事例を参照しつつ、このガイドラインの趣旨とそういった現状がいかにかにマッチするのかというあたり、難しい課題も幾つかあるのですが、そういったものも十分配慮しながら再度説明できるような形にしたいと思っていますが、少しお時間を頂きたいと思います。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** それでは、そういうことでまた、そういう方向で修正を考えてください。今の件はよろしいですか。

では、次にまいります。(ウ) の、「対象プロジェクト」と「協力事業の表現」です。これは英語に訳すとどういう表現になりますか。どういう表現を考えていますか。

- **上條** 「対象プロジェクト」は、多分英語だと単に「The project」ということになるのではないかと思います。「協力事業」は、まだきちんと決めていませんが、例えば「Technical Cooperation Project」とか。
- **原科議長** テクニカル・コーポレーション、そうすると「技術協力」になってしまいま

すね。

- **上條** まだ考えているところですが、Development Cooperation Project とか、何かそんな言い方かと思います。
- **原科議長** どうでしょう、この「対象プロジェクト」と「協力事業」の表現、4ページで先ほどご説明いただきましたが、これもいろいろご意見を頂いていますね。そのことは細部検討段階でやればよろしいですか。
- **上條** 特にコメントを頂いたかたとは、特にメコンの松本さんから書面で出してくださいと言われていまして、ただ、書面で出してしまう前にもう一回打ち合わせはしたいと思っています。それで一個一個、どちらがいいのかということを確認したいと思っています。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** この段階ではご意見はよろしいですか。
では、先へ進みます。(エ) の、カテゴリ A の場合のステークホルダーとの協議です。5ページです。このところは3回やるということで、3回やるというのは大変進んだ取り組みだと私は評価しています。皆さんご承知のとおり、通常は2回です。スコーピング段階と準備書段階、世界銀行も同じ段階でのコンサルテーションを求めていますし、ヨーロッパ諸国もそうです。多くのシステムがそうなっています。今回は、その途中段階で「概要検討時」を加えて、3回のコンサルテーションをやるということですから、丁寧なフィードバックがあると思います。その3回目は「最終報告書案作成」という表現でしたが、「最終報告書案」という形になったということです。今のプロセスの中ではこれが基本的なところと考えていいのですか。これは言ってみれば準備書に相当するわけですね。そう考えてよろしいですか。
- **上條** 準備書よりはあとのほうになります。JICA のドラフト・ファイナル・レポートの段階ということですが、そのドラフト・ファイナル・レポートというのは、環境社会配慮面の調査がすべて終わって、アセスメントがひととおり終わって、その結果を踏まえて計画づくりを終えた段階だと思います。
- **原科議長** では、評価書段階ぐらいになりますか。
- **上條** そうですね。
- **原科議長** アセスの数で比較すると、スコーピングと準備書と評価書との3段階でコンサルテーションをやる、そういう感じで読み取ってよろしいですか。
- **上條** そうですね。
- **原科議長** いかがでしょう。
- **森嶋委員** 「ステークホルダーとの協議」という言葉はこの案の3ページあたりから何か所も出てくる表現ですが、この文章では主体者あるいは責任者はどちらなのかが不明確です。逆に言いますと、もっと丁寧に書いたほうが良いと思うのですが。相手国に誤解を招かれないためには、やはり主体者や責任者はだれかということが読んですぐ分か

るように丁寧に書いておいてほしいと思います。

- **原科議長** 今のご指摘は私もそのように思います。手続きは大変大事だと思いますので、主催者、主体がだれかということを確認させていただきたいと思います。

この点はよろしいでしょうか。上條さん、今の件はよろしいですか。明確に示すということについて。

- **上條** 明確というのは分かったのですが、この三つの段階というのは、JICA の案で「作成時」と「継続的に」という言葉を取っているのですが、どこまでが範囲かよく分からないということですが、それはご了解を得たということでもいいのでしょうか。

- **原科議長** 「作成時」というのは了解を得たと。今日は欠席のかたが多いので、ですから今日はすべてを固めることはできないので、おおむね基本的なところを判断したいと思います。ただ「継続的な協議」という表現は、ニュアンスの問題もあるので議論が必要だと思います。いかがでしょうか。

- **富本委員** 文章表現は検討したいと思いますが、JICA として非常にここは、実は内部で相当激しい議論をしまして、私は3回を主張したのですが、今は、せっかくそういう先進的な条項を盛り込んでいただいたので、確かに各事業部にとっては大変厳しい、ハードルの高いものになると思いますが、その段階でいろいろなステークホルダーに対してちゃんと説明をしていく。また、意見を求めるということの一つ一つ踏まえていきたいという意味で、特に開発調査でそういう言い方をしています。

同時に、関係する JICA 事務所の幾つかに聞いたのですが、ステークホルダーという範囲をどこまでにするのか、だれを入れるのか、そして有効な意見を取るためにはどうしたらいいかというかなり具体的なところを問われています。そういうところからも、もちろん各国の事情にもよると思いますが、最大限意見を聴取できる範囲がある程度考えていかなければならないと思いますが、そういう趣旨でここは書いているということをご理解いただきたいと思っています。文言についてはまた、持ち帰り検討させていただきたいと思っています。

- **原科議長** では、今の点はそういうことにしましょう。ステークホルダーの定義は前のほうに書いてありますので基本的な考えは示していますね。

時間が1時間半ほどたちましたので少し休憩を取りましょうか。今、25分ですから、10分間の休憩で35分に再開します。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

休憩（11:25～11:35 10分間）

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 先ほどの主に検討した点というところで、(オ)の審査諮問の対象になるカテゴリAとBです。5ページのところですが、これはいかがでしょうか。提言ではAもBも審査諮問機関で扱うという話でしたが、ここではBは少し絞り込むというお話でした。この点はいかがでしょうか。

- **村山委員** 基本的な趣旨としては、量が増えるので全体的に諮問にかけたいということで理解できます。ただ、今の文言の部分でいくと、環境社会配慮の内容を諮問するというだけでは、いつの時点の内容なのかよく分からないということがあります。そのあたりを明確にする必要があるというのが一つです。

それから、カテゴリBすべてをやるのは難しいかもしれませんが、必要と判断するのは一体だれなのか、その判断が妥当なのかどうかは検討する必要があるように思います。そのあたりは外部の判断も加えたような形でどれを対象にするのかということ、少し含めるような表現にしたらいいのではないのでしょうか。

- **原科議長** 今の点は、扱い方が違いますから、審査諮問機関で審査するといっても同じようには扱わないと思います。一応これを出していただいて、判断は審査諮問機関にゆだねるといことがあります。一応情報は提供して頂きたい。しかし、実際は審査諮問機関がこんなに大変なことをするのはきついですから、当然その辺はバランスがとれている。

ただ、先に JICA のほうで判断してしまうと、あとで戻りにくくなるのではないかと。特に、スクリーニングのAとBは行ったり来たりします。ですから、Bは一応対象を全部拾っておけば、BからAに移すこともありえます。そういうことを考えるとどうでしょう。形としてはAとBが対象だが。

- **上條** AとBを入れておいて・・・。

- **原科議長** そういうことが分かるような表現にして、いかがでしょうか。

それから、「案件要請段階から」という表現がありますが、これはいかがでしょうか。

- **山田委員** 案件要請段階から JICA が広すぎると思うのは、非常によく分かります。つまり、諮問機関に出すまでもなく、カテゴリAだけでもこれはだめだと、JICA、あるいは外務省が判断する場合があります。そういうものは、まさに諮問するまでもないということだろうと思います。ある程度採択する可能性があるものを諮問するわけであって、要請案件は先ほどご紹介があったように非常に膨大なものなので、とにかく最初に来たものをAであれば全部かけていくというのは、非常に非効率なのではと思います。少なくとも事業の実施の可能性のあるものを諮問するというのが適当で、そうでないものを「要請の段階から」と書くと、少し広すぎると解釈したのではないかと思います。

- **原科議長** どうもありがとうございました。今のご説明で何かご質問はありますか。この件に関しましては、むしろ案件要請段階と提言で書いたことの趣旨はどうかを、もう1回確認したほうがいいかもしれませんね。

提言の 32 ページ、(6) 審査諮問機関の設置と活用というところに書いてあります。3行目から4行目で「審査諮問機関は、カテゴリA及びB案件について、要請段階から関与し」という表現なので、意味が少し違います。要請段階すべてという意味ではなく、A及びB案件という判断ができた段階ということで、できるだけ早い段階からという趣旨だと思うのですが、その場合に要請段階という表現がいいかどうかです。

この場合に要請段階と書いてしまうとおかしいですか。AかBかカテゴリを分けることができた段階で、スクリーニングを基本的に JICA がまずやられて、その段階から関与するということなのです。それを要請段階と書いたのがおかしかったのでしょうか。

- **富本委員** このような案になっているので、私も慎重に検討したいと思っています。確かにAとBかと決めるのはいつかということと、決める前にももちろん諮問委員会にかけて、ご意見を伺ったうえで最終的な JICA の意思決定をしたいと思っています。その案件が非常に慎重にやらなければならないという場合については、そういう提言を外務省のほうにもする。それから、そういう調査をするという趣旨になっています。それが、大量に出てきた要請案件の段階なのか、それを絞ってかなり可能性の高いものとしたときに、これはすでに絞り込みということで要請段階よりあとの段階だと考えるのであれば、外してもいいと思います。

その作業をやっている段階でいろいろ分からないことが起こったときに、諮問する可能性は全くないわけではないとも考えています。特に、確かに影響力が大きい可能性があるけれどもAかBか分からない。あるいは、Aであって相当配慮しなければならない。そのときに、どのようにやったらいいのかということについても諮問する可能性があるかもしれません。それを、要請の段階かどうかを明確に区切ることができるかどうかというのがあります。今の案ではそれを外していますが、そこは慎重に考えたほうがいいのではないかと思います。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 必要に応じてスクリーニング段階からも諮問するというような表現がいいかもしれませんね。案件要請段階というと少し意味が違うかもしれませんが、スクリーニング段階のファイナルステージで諮問することはありうるということですね。その辺のニュアンスが分かるような記述でいかがでしょうか。それでは、そのようにお願いしたいと思います。先ほどのご説明では今のような点だったと思いますが、ほかに何かありますか。よろしければ次に進みます。

(カ) の「ガバナンス」の表現の扱いです。これはなかなか難しいところで、かなり議論もあったように思います。これは、6 ページの配慮事項のところに入るようなものになるのでしょうか。

- **上條** そうです。
- **原科議長** 1 番のところで、「～特別な配慮が求められる」の近辺に入れるか入れないかだと思いますが。1 の表現で「ガバナンス」に相当するものが入っていると考えてよろしいでしょうか。「当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける」。実情の中には「ガバナンス」のような議論も入っていると理解していいのか。あるいは、これでは十分でないと考えますか。
- **川村委員** 私もある程度は制度的条件の確認で入るかと思うのですが、例えば、サムト・プラカンなどであったような、土地の売買に関して現地の政治家が関与した汚職が

あったのではないかと、というような議論がされていた状態があります。そういう内容がむしろイメージされているという気がします。そうすると、社会的・制度的条件の確認だけでは含まれないのではという気もするのですが、そのあたりどうでしょう。

- **上條** 汚職の情報ということですが、そういう情報を JICA が入手したときはどうしようという想定までは内部で議論はしていません。ただ、そういうときに直接確認することはなかなかできないと思います。新聞報道などで入手するということはあるとは思いますが。そのときに留意というのは、具体的な JICA としての対応として直接確認行為をとるのか、案件を一時ペンディングにするのか。そこら辺をどう対応したらいいのかは、まだ実はイメージがないのです。
- **原科議長** 「ガバナンス」という言葉は、最近よく使うことは使いますよね。今のように汚職と明確に書くのも具合がよくないので、「ガバナンス」ということで包括的に表現するという手もあるかもしれません。
- **上條** 「ガバナンス」と書いておいて、そのあと JICA がそういう情報を入手したとして、情報は入手したけれども特段のアクションをもしとらなかったとしたときに、留意してないのではないかとと言われてしまったりすると、非常に関係する人間はナーバスになってしまいます。そのときに、例えば留意と書いてあって、情報は入手しているけれども特に具体的なアクションはとっていないかつたとしても糾弾されないというイメージで、「ガバナンス」に留意するというのを相手国にただ伝えたいのだからということがメインであれば、精神的な規定のような感じであれば入れておいてもいいとは思いますが。
- **原科議長** むしろそういう表現で、暗にそういうことを十分配慮してくれというメッセージとしてもいいかもしれませんね。汚職があるとまずいとは露骨に言えませんから、むしろ透明なプロセスをやってもらいたいということを「ガバナンス」という表現で含むようにしたほうがいいのかもかもしれません。
- **富本委員** 実務レベルでは確かに今言ったような懸念があつて、具体的に何を指すのかが明確でないかということはあるかと思えます。一方、その援助機関としては、当然のことながら汚職や不正な使用などは決してあってはならないことです。そのような JICA としての取り組みの姿勢を示すという意味では、この「ガバナンス」という表現をとらせていただいてよろしいのではないかと思います。一応ご意見を伺ったうえで持ち帰りたいと思っています。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** それでは、「ガバナンス」の件、今のようなことをご検討いただきたいと思えます。今の件はよろしいですか。

それでは（キ）にまいります。「JICA の意思決定」の扱いです。案の 7 ページで「意思決定」という言葉を使っていないということで、この提言の中で「意思決定」をかなり頻繁に使っていますので。この件に関するご意見はいかがでしょう。

- **富本委員** これについても内部でいろいろ議論はしているのですが、独立行政法人にな

ったあと、案件の決定は確かに外務省のほうで行う。それを受けて、JICA は実施するという規定になっています。ですから、ここでいう趣旨というのは、提言を行うにしても、あるいは案件を実施するにしても、それぞれ内部でしっかりとした意思決定を行うということの規定しております。そういうことがない組織というのは、まずありえません。提言の内容を決めるにしても、あるいはそれを外務省に提言するかどうかも含めて組織としての決定をするわけです。それは、きちんと内部で決裁を取り、しかるべきレベルのところの決定をするという意味からして、「意思決定」ということを入れていただいかまわらないと思います。これも、もう一度持ち帰り、最終的にどういうことをいうのか内部で合意を形成しますが、この文言は元どおりにさせていただいてよろしいと思います。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 特に英語で表現した場合に、「Decision-making」とはつきりしておいたほうがプロセスが分かりますからいいと思います。それでは、そのようにお願いします。

(ク)にまいります。「外務省からの実施指示後」との表現の扱い。これは、いかがでしょうか。先ほどのご説明でご質問などがありましたら。大体了解いただいたということによろしいでしょうか。

- **村山委員** 戻ってしまっていて恐縮ですが、先ほどの(キ)の部分ですが、この「意思決定」という言葉をどう使うか。それから、提言の(8)で書いている JICA の意思決定の内容との関連です。この部分は、特に外務省向けの提言という内容になっており、しかも中止をするかどうかという場合の提言がかなり含まれていると思います。JICA の案では、中止の事例については例示する必要はないのではというお話がありました。そもそも委員会が始まった時点で、中止する場合はどういうことを検討するかを明確にうたわれていたわけですから、この部分を外すのはあまり納得できません。仮に例示であっても、挙げるべきではないかと思います。むしろ、「JICA の意思決定」というタイトルが適切でないような部分もあるのかもしれないかもしれません。そのあたりも含めてご検討いただければ幸いです。

- **原科議長** 例示を具体的に示すことが重要ではないかというご意見です。この部分は残す。何かうまく表現していただきたいということです。今の件はそのように対応していただけますか。

- **田中研一委員** 例示につきましては、ガイドラインのほかに実務上のマニュアルなども作っていくことになると思いますので、そういったところに入れたほうがよりいいのかという議論は、また持ち帰らせていただきたいと思います。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 村山委員は、ガイドラインに示していただきたいというご意見です。ほかにはよろしいですか。それでは、(ク)の「外務省からの実施指示後」という表現は、先ほどのご説明のとおりということによろしいですね。

(ケ)にまいます。環境社会配慮が確保できないと判断する場合の例示は、今のところです。(キ)(ク)(ケ)は、一括して今のようなことでよろしいですか。

(コ)にまいます。連携 D/D の手続き部分です。これは、ガイドライン案の 11 ページです。提言では、40、41 のところになります。

- **高梨委員(代理出席:氏家)** EFCA 高梨です。この点は起草グループで議論したところでもあり、最終的に文言としては入らなかったのですが、これは JICA のガイドラインであるということと、JICA のほうでも案件の選定にはある程度責任を持つということを考えると、ここの文言では基本的に JBIC のガイドラインにしたがって JBIC で判断された対象案件となっています。我々のコメントで出しておいたのですが、もう少し JICA の意思が入ってもいいのではないかと。あるいは、JICA のガイドラインを適用することがあってもいいのではないかと。最低、両者協議するような形の文言が入ってもいいのではないかと。コンサルタントは JICA との契約に基づいて現場ではやることとなりますが、そのときに、ガイドラインあるいは選定の理由については、すべて JBIC のガイドラインで実施するというのは組織的にどうか、あるいは制度的にはどうかということがあります。そういうことで、可能であればここのところを別途、文言の検討をしていただければと思っています。

- **原科議長** そうしますと、提言に表現したような形をもう少し盛り込んで、今の趣旨のことは分かるようにしてもらいたいということですね。ほかにご意見はありますか。

- **田中研一委員** このディテールド・デザインにつきましては、JICA・JBIC の連携 D/D 以外の D/D と二つに分けて考えるということで、改定委員会の際にもご議論がありました。私自身は、やはりここに書いてありますように、基本的に円借款を前提とした連携 D/D の場合には、JBIC の皆様方のほうでここに来ておられる澤井委員の審査室できちんと審査したものをお受けして、このエンジニアリング部分の実施設計を行う。そのところは、やはり守るべきだと思っています。

ですから、JICA のほうとして、もちろん JBIC の皆様方とそこに至るまでの間に協議等をしながらこれをやっていくことになると思うのですが、連携 D/D については JICA がそこで新たにいろいろなことをやるというレベルではないと私は思います。

- **原科議長** ほかにありますか。ただ、きちんと JBIC のガイドラインに基づいて審査したということを、JICA は確認しなければなりません。

- **田中研一委員** その作業ももちろんやります。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** その意味では、11 ページの案の「なお、実施にあたっては、JBIC による審査内容を十分把握するとともに」という表現では、今の趣旨がうまく出ていないと思います。むしろ、JBIC の審査内容を JICA 自身がきちんとチェックするという趣旨が書かれなければならないと思います。直していただきたいと思います。それを確認したうえで、あとは今おっしゃったような範囲の活動だと思っています。

ほかにありますか。よろしければ、次にまいります。(サ)のスクリーニング様式の作成です。23 ページです。この趣旨はよろしいかと思いますが、中身に関して何かありますか。今日特になければ次回も予定しておりますので、そのときに出していただきたいと思います。では、主に検討した点、以上確認いたしましたので、今日の議論に基づきましてはガイドラインの案を修正していただきたいと思います。

3 番目、継続して検討が必要な事項です。(ア)の審査諮問機関の目的と役割。これも先ほど少し議論いたしましたが、これに関して何かありますか。

○ **富本委員** 先ほど事務局のほうからご説明したとおり、JICA といたしましてはこの審査諮問機関につきまして、どういう方々のご参加を頂くかということも含めて検討しています。委員ないしは委員長を選定方法等につきましてもいろいろご意見があるように聞いています。できるだけ透明性を高めるという趣旨から、どのような方法があるのかというご意見があればこの場で頂ければと思っております。

○ **原科議長** 審査諮問機関の人選の方法についてはどう考えるか、何かご意見がありますか。

○ **森嶋委員** 先ほどの話題にもありましたが JICA はこの 10 月 1 日から独立行政法人化されました。それに伴い今まで外務省から業務指示を頂きながら仕事をしてきたことが、これからは独自に責任を持って判断しなければならなくなりました。このように JICA の主体性が大きく変わっている中で、審査諮問機関や作業監理委員会等は、今後 JICA という組織の中でどのような役割を果たせば良いのかということ、逆に JICA 内部でも議論していただくべきではないかと思えます。

一般的には、業務指示を受けて事業を行うことは楽です。逆に、業務指示を受けないというのは苦しいことです。苦しいところをどうしのぐかということ、やはり JICA の中で議論いただくべきではないかと思えます。

○ **原科議長** これに関しまして何か。

○ **山田委員** むしろ質問なのですが、今後のスケジュール的なものは何かお考えなのでしょうか。

○ **富本委員** 審査諮問機関につきましては、ガイドラインの実施と併せて期間を設定したいと考えております。したがって、来年の 4 月 1 日までに人選を踏まえ、さらに内容、具体的な諮問機関に対する諮問の在り方、手続き等につきましてすべて決定したいと思っております。

○ **原科議長** そうしますと、作り方、枠組みというようなことも、ガイドラインにもあったほうがいいのかもありませんね。詳しいことは当然別途作りますが。

○ **富本委員** そうですね。それは内部でも検討させていただき、ご提案させていただきたいと思っております。特に透明性を高めるうえで、外部に対して公募するような形がよろしいのかどうか。あるいは、こういう席でこういうかたがふさわしいという形で推薦していただくのがいいのかどうか。いずれにしても、JICA だけが決めたという形で、あと

で透明性がないというようなご指摘を受けるのは避けたいと思っています。何かご意見あるいはご示唆があればお伺いしたいと思っています。

- **原科議長** ということですが、何かありますか。
- **田中聡志委員** 確認というか、前の提言のほうではたしか JICA の意思決定という記述がありました。そういう意思決定をする際に、多分審査諮問機関とのプロセスが絡んできていると思います。今の5ページの書き方で、環境社会配慮の内容のところは記述を考えるとということですが、審査諮問機関に諮問するということの今時点のイメージ、いつの時点でどういう内容をというような。議論の中には、たしか最初から最後までいつでも責任を持って判断を仰ぐというような議論もあったように思います。そうではなく、1回や2回ときりをとられて、公的な諮問をして答申をしてというような、極めて固い手続き。だいぶイメージが違うように思うのですが、今のガイドラインに照らして考えた場合、どういうプロセスを想定されているのかということ。つまり、「環境社会配慮の内容を」と書いていてそれは間違いないのですが、非常にイメージしにくいのです。
- **富本委員** これはまだ素案のような考え方なのですが、そう頻繁に開くことはないかと思えます。要請案件がある程度絞り込まれ、カテゴリ分けができそうな段階。通常でいえば、要請案件というのは、春にそういう指示を出して秋ぐらいには上がってくるわけです。その段階で、各事業部が一斉に検討を始める段階があります。そういったタイミングをとらえて、まず上がってきたものの中から重要な案件について諮問するということはあると思います。それが一つです。

もう一つは、すでに実施しつつある案件。あるいは、事前調査等が終わってある程度状況が分かってきた段階で、かなり影響が大きいと思われるような案件について具体的な諮問をするということもあろうかと思えます。ですから、そのような重要な案件が幾つかまとまってきた段階で、また開催をお願いすることになると思います。常に継続して開いているということはないと思います。

それから、作業監理委員会との関係ですが、実施主体としての各事業部の責任というのはあると思いますし、それを技術的にサポートする作業監理委員会というのはある程度必要かとは思っています。そこが、技術面と環境面を当然のことながら見ていく。しかし、作業監理委員会のメンバーが必ずしもこのガイドラインの趣旨を十分反映できるような専門的な知識や経験がないという場合は、作業委員会の内容についてもお諮りしてご判断、ご示唆、ご指導を頂くということもあろうかと思っています。そういう意味では、現在の形で作業監理委員会を継続するとすれば、審査諮問委員会との関係は非常に密接になるかと思っています。今のところ、そのぐらいしか考えておりません。もう少し具体的な案がご提示できればいいと思っていますが、この作業も急いでやりたいと思っています。

- **原科議長** 今、作業監理委員会のことをおっしゃったのですが、作業監理委員会を設け

る場合にはというような表現でいいと思いますが、その関係、相互の情報交流、作業監理委員会の透明性の確保などはきちんとガイドラインに書いておいて、位置づけも作業監理委員会は審査諮問委員会の下になることを明確にしておかないと思います。それはぜひお願いしたいと思います。

- **高梨委員** ここら辺も改定委員会でだいぶ議論していただいたと思うのですが、実際作業監理委員会は、節目節目にそれぞれ開かれており、最初のインセプションレポートという調査のスタートから、途中途中についてコンサルタントが作った報告書について協議いただいている。しかし、このガイドラインができ上がったら、作業監理委員会の委員の構成も恐らく変わってくるのではないかと思います。現場段階でも、しっかりそこは見ていくことになる。そうすると、まさに前に懸念したように屋上屋の問題が出てきて、同じような内容が検討されるのではないかと。まして、審査諮問委員会の役割はまだはっきりしていない。例えば、頻度はどうなのかということだと、最終段階だけでやるのかどうか。その場合でも、作業監理委員会でひととおり十分固められたものを、さらに審査委員会でもう一度見直すことになるのかというようなことで、恐らく現場ではだいぶ混乱が起きてしまうのではないかと。もともと作業監理委員会自体も、継続するかどうかの見直しも含めて議論するはずだったと思いますので、ぜひこの点をもう少しクリアにしていいただければと思います。

- **原科議長** 私もそのように思います。

- **富本委員** 今の点は、当然念頭に置いておりますので、早急にその辺については結論を出したいと思っております。次回ぐらいまでに、少しでも作業の状況をご報告したいと思っております。

- **原科議長** 審査諮問委員会の活動に対する私のイメージを少し申し上げたいと思います。私は都道府県等におけるアセスメント審査会のようなイメージを持っていて、都道府県の状況によって案件が多いところとそうでないところがあります。ですから、案件が多くなければ年に数回程度でいいのですが、ある程度案件がありますと通常は毎月開いているところがあります。例えば首都圏では、神奈川県などは毎月開いています。ですから、そのぐらいの頻度は多分必要ではないかと思います。JICAの場合は、結構案件があると思いますから。その意味では、今おっしゃったように1回の審査会で幾つかの案件を常に並行して審議するようになると思いますから、ポイントポイントのチェックは結構できるかと思います。ただ、あまり細部にわたって時間をかけて議論はできませんから、その辺の工夫が必要かと思えます。

その場合の問題は、委員がまさに客観的に見て適切な人が選ばれるかどうかが大変重要なので、それを担保する仕組みをどうしたらいいか**富本委員**からご質問がありました。公募も一つの方法ですが、公募だけではうまくないような感じです。何か選考委員会のようなことで、専門性を考えて選ばないとうまくないと思います。そうすると、その選考委員会の人選をどうしたらいいかという話になってしまうのです。戻ってしまうので

すが、選考委員会のメンバーに JICA 以外のかたにも入っていただいて、適切なバランスで進めるというようなことだと思います。

- **富本委員** その点、これまでのガイドライン改定委員会での議論を踏まえ、かつこのフォローアップ委員会の議論も踏まえたうえで、適切な審査諮問委員会ができるということであれば、例えばこの委員会がそういう場で、推薦していただくということも一つの案ではないかと考えています。その点については継続してご検討いただきまして、結論を出していただければいいのではないかと思います。
- **川村委員** 私も、ほかの国の人権関係の独立機関の調査などをしたときに、人の選び方についてもいろいろ調べたことがあります。多分重要なのは基準だと思うのです。どういう要件を満たす人を選ぶのか。それがあれば、審査する人たちを独立に別途作る必要があるとは思いますが、その人たちがそういう基準に基づいて選んだということの説明できればいいということだと思います。ですから、むしろその基準をここで確認したりするのがいいのではないかと。
- **原科議長** ほかにご意見はありますか。フロアからどうぞ。
- **自然環境研究センター 白井氏** 審査諮問機関と作業監理委員会ともう一つ、提言の 21 ページにある JICA の実施体制等の②環境社会配慮の審査部局の設置等で、仮称で環境社会審査室というのをやっておりますが、この役割分担も明確にしておかないと、だれがどういうふうになるというのが分からなくなってしまっているのではないかと考えています。それと、JICA の環境社会審査室の人員です。どのような専門性を持ったかたがいるなど、その辺のことも少し考えておいていただきたいと思います。特に、異動してしまうとその専門性が抜けてしまうようなことがないように、そういうことまで含めて考えていただければと思います。
- **原科議長** 今の点、お願いいたします。
- **富本委員** この三者は非常に関連が深いということで、本当は本日ご提案できればいちばんよかったのですが、JICA が独法化された後、本部あるいは在外の組織全体について今検討しているところです。その一環として、審査担当部局のことも検討しておりますので、若干時間を頂きまして相互の関係についても整理したうえでご提案させていただきたいと思っています。
- **原科議長** 確認ですが、基本的には JICA の担当部局で審査をお願いするというので、責任は JICA のほうだということだと思います。それに対して、専門的助言をするのが審査諮問機関の役割ということで、それは明確にしておきたいと思っています。
ほかにありますか。
- **森嶋委員** 少ない経験での意見なので、間違いがあったらお許しいただきたいのですが、作業監理委員会の役割そのものが変わってきているような気がします。監理という言葉があるので、どうも上の諮問委員会と同じようにプロジェクトの評価をするような感じになっているのですが、JICA プロジェクトに関わってみて監理の概念中に支援のような概

念があっても良いのではと思います。プロジェクトがスタートしてしまうと、プロジェクトは自立しなければならない仕組みになっています。JICA には専門性を持った人がせっかく集まるのですから、その人たちがプロジェクトが実施される過程を支えていくような概念の監理委員会で良いのではないかと考えていました。そこら辺も含めて、JICA の検討中にご議論いただければと思っています。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** そのような機能ですと、作業監理委員会の「監理」という表現がまずいかもありませんね。コントロールやマネジメントという「管理」にしたほうがよろしいのではないのでしょうか。監理と書いてしまうと、いかにも審査諮問委員会の上のようなイメージが生まれますから、そのことも併せてご検討ください。ぜひ「かんり」という字は、マネジメントにさせていただくと、今の趣旨が通ると思います。ほかにありますか。よろしいでしょうか。それでは、(ア) と (イ) は今併せてご議論いただけたと思います。

次に (ウ) ガイドラインの実施と遵守を確保する体制の整備にまいります。7 ページです。これは、インスペクションパネルというようなイメージだと思いますが、いかがでしょうか。

- **森嶋委員** これまでの委員会での各委員の発言と矛盾するところがあるかもしれませんが、実務として心配しているところは、先ほどもご発言がありましたがこのガイドラインの実施時期です。この案では来年の4月1日を目標にされているわけですが、実際にこれだけの作業を整理した後に、この改正案を周知徹底させなければならない多くのステークホルダーが内外にあります。これらのステークホルダーに正しく理解してもらいながら実施するには、準備期間が足りないような気がします。そういう意味では、もう少し慎重に、実際のスケジュール案を作って見て、4月1日からの実施が可能かどうか判断していただきたいと思います。JICA は日本の ODA の中で重要な役割を果たしているわけですから、急激にこのようなものが出てきたときに、ステークホルダーの多くが戸惑う可能性があると思います。周知徹底する時間を十分取っていただければと思っています。

- **原科議長** その点に関しまして、今我々の活動は、どの程度相手国に伝わっているのでしょうか。

- **上條** 今私どもがやっているのが、9月に提言を頂いて、10月に原科先生にも来ていただいて JICA 本部で役職員対象の説明会をいたしました。そのあと、11月の第1週に環境・女性課のほうで、東南アジアを中心に6つの JICA 事務所に対して、原科先生にやっていたようなことを提言を主に説明して、質疑応答というところまではしています。

- **原科議長** 提言の英訳はまだできていないのでね。

- **上條** 提言の英訳は、今作業している最中でまだできていません。

- **原科議長** 提言の英訳は早く出していただかないと、ガイドラインができてしまうと前

後してしまいます。提言が先に伝わったうえでガイドラインという話ですから、提言の英訳を急いでいただきたいと思います。目処はもう立っているのですか。

- **上條** もう翻訳の作業に入っていますので、なるべく早く仕上げたいと思っています。
- **原科議長** なるべく早くというか、具体的にもう今月中には出さないと、ガイドラインの案の公表とほとんど間が空かないというのでは具合が悪くないですか。提言があつて、それを踏まえてガイドラインを作りましたということで、私は本当は 10 月いっぱいぐらいで英訳が出てもおかしくないと思いました。きついことを言って申し訳ないのですが、段取りからいくとそうなりますよね。
- **川村委員** 周知徹底の話ですが、私が理解している限りでは、国際的に見たときに JICA のこのガイドラインは内容的にはかなりレベルが高いと思うのですが、環境アセスメントを援助機関が求めていくということ自体は、全く新しいことではありません。世銀、アジア開発銀行、USAID、あるいはヨーロッパの援助団体はもう 80 年代にすでにされていることです。
- **原科議長** JICA もやってきました。
- **川村委員** そうですね。ですから、もちろん具体的にスケジュールはきちんと作るべきだとは思いますが、それほど周知徹底が難しいということでもないのではないかという気はするのですが、そのあたりもしコメントがあれば頂ければ。
- **富本委員** ここも相当内部で厳しい議論があったところですが、むしろ改定委員会の提言の趣旨を尊重するということから、我々としては精一杯頑張つて 2004 年の 4 月 1 日から施行ということを打ち出したのです。

確かに相手国機関、特に援助を取りまとめるような機関との対話では、十分説明してくれとか、それに基づいてどういう手続きを取ったらいいかということに関係機関とも話さなければならないというようなご意見もあります。ただ、そういうことを待っていますといつまでやったらいいのかということになりますので、これはある程度 JICA の意思として先方に伝えるべきだと思っております。

もう一つは、関係省庁との話し合いの中でも、これまで 19 回議論をしてきて当初の予定から少し遅れているということもあります。もちろん、十分議論を尽くすという意味ではよかったのですが、それをできるだけ早く案件の中に反映していくということだと思います。ここに書いてありますように 2004 年の要請案件から適用するという事については確保したいと思っています。

そのときに、それでは必ずしも十分に趣旨が徹底していないと、例えば JICA の事務所や大使館がまだそのところを十分説明しきれないというようなことがあれば、かりにカテゴリに挙がるような案件については少し慎重に取り扱っていただかなければならないとは思っております。したがって、そういう案件がもし当該年度に上がってくる可能性が高いということであれば、それなりの対応が必要です。それは、少しスケジュールを遅らせて趣旨が徹底してから適応していただくということでもいいのかと

思います。いずれにしても、行け行けどんどんでインフラ案件をやっていくということについて少しブレーキをかけることにはなろうかと思えます。そういうことで趣旨を徹底していくということは、むしろプラスの効果があるのではないかと私自身は思っています。

- **原科議長** 補足的に私も少し情報をインプットしたいと思います。たまたま 10 月から 11 月にかけて東アジアの諸国へ何度か出張しました。中国、韓国、台湾と行きましたが、それぞれでアセスメントに関する情報交換をしました。そのときに、やはり JICA の活動についてもお話ししました。

そうしたら、特に中国は意外だったという怒られてしまいますが、清華大学で講演して、少なくとも環境分野の専門家や公共政策管理などの専門家は相当程度理解してくれました。むしろそういうものに対応しなければならないということを、専門家の領域では言っておられました。環境配慮や公共政策の専門家ですから理解が早いと思えますが、ただその場合に、我が国ではとてもそんなことはできないという反応ではありませんでした。これからはそういう方向を考えなければならないだろう。特に中国の場合には、グリーン化やサステナビリティということを相当国としても言っていますので、それとの整合を図りたいという意識もあったようなので、従来よりは理解は深まるのではないかという感じを持ちました。

ほかの国、台湾などは特に、システム自体はアメリカと似たようなものを持っていますから、仕組み自体はなかなか立派です。いろいろな問題はあるかと思えますが、それぞれかなり前向きに考える……。ですから、これまで JICA がやってこられたこともありますし、それを踏まえてさらに一歩進むとご説明いただければ、より理解が進むのではないかと思います。

それでは、先ほどのタイミングのことですが、私の考えを申し上げます。審査諮問機関は、4月からこのガイドラインがスタートする場合には、これは不可欠ですから、スタートしていただきたいと思えます。ただ、今森嶋委員から（ウ）のところでご意見を頂いた遵守の体制ですが、これは若干準備に時間がかかるかもしれません。考えてみれば、ガイドラインを遵守しているかどうかはガイドラインを運用してから出てくる問題ですから、これは4月の段階でスタートしなくても、半年程度遅れても多分よろしいかと思えます。そういうことで、審査諮問機関は4月、（ウ）は10月あるいはもう少しあとぐらいでも対応できるのではないかという感じがします。ほかにご意見ありますか。

- **田中研一委員** 先ほど、実際にこのガイドラインを施行する期間について、やはり実務の面で慎重にというご意見がありました。私自身も、実際にこの業務に携わっていて感じているところを、もう一度述べさせていただきたいと思えます。

改定委員会のときにも申し上げましたが、実務機関として実際にこの改定されるガイドラインを先方に出すに当たって、まずその前段階としてこれから山田委員がおられる外務省の皆様方が、実際に要請書のフォーマットの中にきちんと環境分野のところを書

いていく作業も入っています。それが例えば来年の4月までに、全世界の在外公館にきちんと配布されるというのも一つの条件になると思います。そのあと、それを受けた各国の関係機関が事業実施機関だけではなく、その国の経済開発省や外務省などまた協議しながら要請案件について、例えばカテゴリのA、Bに当たるようなものについて自国としてどのような対応をするかというところにも時間が実際にかかると思います。

そういたしますと、改定委員会のときに申し上げたのですが、やはり周知の期間は非常に重要だと私も思っております。ですから、このとおりいけばいちばんベストなのですが、委員会のときの議論では、後退したことを提言として出すことはまずい。これでもってほしいということを出ています。私どももこれでやりたいと思うのですが、もしかしたら実務上は周知期間、あるいは体制の整備といったものでタイムラグが出てくる可能性はあるのではないかと個人的には少し思っています。ただ、最善は尽くすつもりです。

- **原科議長** タイムラグに関しましては、むしろ具体的にこういう理由で少し時間がかかりそうだというご説明を頂ければいいと思います。今の段階では、一応4月施行ということで、提言もガイドラインも案ではそうなっておりますので、それを希望したいと思います。

ほかにご意見はありますか。フロアの方、どうぞ。

- **自然環境研究センター 白井氏** 今 JICA の公示等で起こっていることで気になることがありますので、それを質問したいと思います。JICA のほうで公示をしている中で、例えば10月22日に公示されました役務提供の調査なのですが、そこに「10. その他」というところがありまして、JICA が改定中の環境配慮ガイドラインの動向を踏まえた業務を行うこととするという文言がついています。

そのほかにももう1件例を知っておりますが、今ガイドラインを策定中で、だれが責任を持って例えば10月22日に公示されたオマーンの業務をフォローアップするのでしょうか。業務従事者も多分決まっていると思うのですが、業務従事者の説明や在オマーン大使、日本大使館への説明、オマーン政府への説明などはどのようになっているのでしょうか。

批判しているわけではなく、責任体制をきちんととっていて、このガイドラインのことがうまく伝わっていればいいのですが、そうでない場合ガイドラインを策定している最中に違うところで違うことが起こってしまう可能性がありますので、ご説明をお願いいたします。

- **原科議長** 今の点は対応していただけますか。
- **富本委員** 明確な回答になるか分かりませんが、担当しているのは調達部というところですので、そちらのほうに確認しなければなりません。改定委員会での提言の趣旨、あるいは私どものガイドラインの案につきましても、2004年の4月1日以前に要請された案件についても、できる限り本ガイドラインの趣旨を踏まえて協力事業を実施すると

というような文言があります。これを踏まえた点の一つあると思います。

したがって、現在これから動き出す案件につきまして、開発調査、無償、技術協力プロジェクトを含めまして、できるだけ事前調査段階あるいはプロジェクトケースの段階からこの趣旨を準用していくということです。ですから、それに携わっていただくコンサルタントの方々にも、公開されている委員会の議論なども十分踏まえていただく。それから、それぞれの提言の中に含まれているものにつきましても踏まえていただくということです。それぞれ提言案とガイドラインが違うから、違うメッセージが先方に行くのではないかと懸念はあるかと思いますが、その点につきましては、もしそういう具体的な事例があった場合には対処したいと思いますが、今のところそういうことが起こるということは考えておりません。むしろ、趣旨としてステークホルダーの十分な意見を聞くというようなところが根幹になるのではないかと思います。そういうところを確保するという意味では、むしろ今から十分参考にして取り上げていくべきところは取り上げていただくということになっています。

なお、ここのコンサルタントとのやり取りにつきましては、最終的には具体的な契約書や仕様書の中で取り決められることですので、それ以外のことで、もし疑義が生じたすれば、担当部課と詳細に協議をするという文言がありますので、そういうところで対処できると考えています。

- **原科議長** どうもありがとうございました。
- **自然環境研究センター 白井氏** ご説明ありがとうございました。それにしても、公示を見ますと心配な面もあります。どのような方がコンサルタントの業務担当事項を書いているのか。業務担当事項に少し抜けている面もあるのではないかと。その辺がしっかりしないままやっけてしまいますと、今後このコンサルタントが帰ってきて、来年度以降の開発調査の業務指示書を作るのを手伝うわけですが、そのときにガイドラインとはずれた内容のものになってしまうという可能性もあります。その辺はいかがでしょうか。
- **富本委員** 個別の案件につきまして詳細な公示の内容などを把握しておりませんので、別途お話し合いをさせていただいたらいかがかと思いますが。
- **原科議長** そうですね。ただ、私の印象では、今のご回答で JICA は4月1日以前のものでできるだけ対応されると理解しました。そういうことでよろしいですね。ですから、節目節目に例えば審査諮問機関でも対応することが生まれますので、そういうことでやっていただきたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

- **田中聡志委員** ここの摘用と見直しの1番の最後にただし書きがついていますが、これは4月1日からいきなり異議申し立てはできないということを明確にされたのだと思います。多分、改定委員会の議論でもそう思っていたと思うのですが、このように書くと、それはいつなのか。その間に入ってくる部分はどういう関係が生じてくるのかというようなことが直ちに頭に浮かんできます。上の方で、「別途定めるところにより異議

申し立てへの対応を行う」ということで、そういうこともあったのかと思っていたのですが、ここでただし書きをつけたときに、別途定める定め方やタイミングはどういうことをイメージされているかご説明いただきたい。

- **富本委員** たしか JBIC のほうでも、ガイドラインを制定してから、そのあと異議申し立てについてはかなり議論をしたうえで制度を作り上げた。あるいは、作りつつあったのではないかと思っております。私どもも同じような方法で、できるだけオープンな形でこの異議申し立てについてご議論をしていただいたうえで、制度を作りたいと思っています。ただ、あまり時間をかけてもいけないと思っていますので、4月1日以降、許される限り早く、異議申し立て制度の体制整備をしていきたいと思っています。また委員長や委員の在り方も含めて具体的なものを提案したいと思っておりますが、今のところのご回答としてはそのように。
- **原科議長** よろしいでしょうか。では、ほかにありますでしょうか。
- **田中研一委員** 一つ前の話題に戻らせていただきたいのですが、臼井さんのほうから先ほどオマーンの件の質問がありました。これは、役務提供の環境分野の団員の方だと思っておりますので、私ども担当している職員と国際協力専門員のほうで、先ほど言われた点については対応をして、団員として行かれるかたと事前に話し合いを持つようにしたいと思っています。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** どうもありがとうございました。それでは、JICA 案作成において検討された事項につきまして、ひととおりで終わりましたので区切りをつけたいと思います。
では、若干時間がありますので、このあと資料の 1/5 以降になります。ご説明を簡単にお願ひしたいと思ひます。ただ、1/5 は比較表です。この表は、見ていただければいいでしょうか。
- **上條** 1/5 は、事前に皆様にメールベースで一度お配りしているものです。この検討した事項のところを踏まえてほぼ説明したと思ひますので、ここは一応結果はこうだったということでご理解いただけたらと思ひます。
- **原科議長** ということ、ご確認いただきたいと思ひます。
- **川村委員** 1/5 ですが、松本悟委員から、もう少し詳しいものが必要だというようなコメントも出ているかと思うのですが、どうでしょうか。まさに、両松本氏のコメントをどのように対処するのかということも関係していると思うので、そのときに考えたほうがいいのではないかと。要するに、非常に詳細なコメントがメコン・ウォッチの松本委員から出ています。これに対して、いつ、どのようなタイミングで、どのような対応をするのかということと、その結果をどのように外部にきちんと伝えていくのかということと、この表は関係していると思うので、本来ならばもう少し詳しいものを作ったほうがいいのではないかと気がします。
- **上條** メコンの松本さんからは書面で回答してほしいと言われておりますので、書面で回

答しなければならぬとは認識しています。あとは、今日の委員会でも提言と案との確認のしかたがなかなか難しいというご指摘を受けましたので、提言の表現ぶりが多少変わることがあるかもしれませんが、このような表現ぶりになりましたということが何か分かるような工夫はしたいと思います。それは、皆様のほうに次の機会にはお見せできるようにとは思っています。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 冒頭部分で議論しましたが、構成を三部構成に戻していただくということで少し見やすくなると思います。そのうえで、案と提言の対照表ができるといちばんいいと思います。案のほう短いので、3分の2ぐらいのスペースでもいいかもしれませんが、上下に案と、これに対応する提言というようなものがあると、いちばん分かりやすいと思います。JBICでガイドラインを作るときは、おおむねそのような形で対照表をつけたうえで、提言にどの部分がどう対応するというところで議論した覚えがあります。ただ、分量が若干多くなりますが、それがありますと議論がしやすいと思います。

そうしますと、1/6で今後の進め方に関するスケジュールのことがありますので、これを今議論しておきましょうか。いかがでしょうか。1/7以降は、事務局でご説明いただくというのも簡単ではないですが、どういたしましょうか。7以降の松本郁子委員、松本悟委員からのご意見です。一応、1/7以降をざっとご紹介いただけますか。

- **上條** では、1/6のスケジュールの案も一度ご説明した方がよろしいですか。
- **原科議長** はい。
- **上條** 分かりました。1/6を見ていただけたらと思うのですが、これから3月にかけてJICAのほうでこのように作業をしていきたいということが書いてあります。かねてより12月と1月にかけてパブリックコメントを募集したいとご説明していましたので、それを踏まえています。

今日、11月12日が第1回目のフォローアップ委員会で、私どもとしてはそのあとこの結果も踏まえパブリックコメントの準備を始めて日本語と英語の原稿を作る。それを12月上旬には、JICAのウェブサイト上に載せたいと思っています。それを1月下旬まで、ほぼ2か月間かけます。

かけている間に、直接この場に来ていただいている方はご理解いただいていると思うのですが、来ていただけない方もたくさんいると思いますので、お話し合いをする場をセットしたいと思っています。東京では、とりあえず今12月と1月で2回セットしています。大阪のほうも、今12月で1回はセットしています。ただ、大阪のほうはどれぐらい希望者が出るのかなど分かりませんので、今のところまだ1回にしています。そこでご説明していろいろなコメントを頂いて、どういうコメントが出たのかという報告を、2月上旬にはまたこのフォローアップ委員会の場でご説明する。そのコメントを受けて、JICAのほぼこれでいいのではないかと最終の案を、第3回の委員会で2月下旬ごろには皆さんの了解をもらう。そのあとJICA内の決裁など必要な作業を終え

たい。4月1日にはウェブサイトにも載せて施行したい、施行しますということを報告したいと思っています。

あと、パブリックコメントを求めようというときには、説明要領のようなものを私どものほうで作って、各 JICA の在外事務所にも相手国側に説明してください、コメントがあったら本部に返してくださいという指示はしたいと思っています。

- **原科議長** このご担当の方が説明に行くことはない、向こうでやってもらうと。
- **上條** それは、コメントに対してどれぐらい対応しなければならないかにもよるとは思います。時間的余裕や、少し手が空くということがあれば、幾つかの JICA の主要な援助の対象国に行って直接説明して意見をもらえる機会があれば、それが本当はいいとは思っています。ただ、コメントに対応するのがどれぐらいの労力を要するか分かりかねているので、現時点ではコメントの対応が優先だろうと思っていて、この中では海外に出張する予定までは入れていません。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 分かりました。こういった大きな流れですが、これも今日最初に議論しましたように、第2回の委員会は2月上旬という予定ですが、今回今日では終わりませんので、第1回の延長戦を今月下旬ぐらいにもう1回、それから来月の頭ぐらいの2回ぐらいやるようなことを考えたいと思いますが、いかがでしょうか。それはよろしいですね。

あとは、FC1/7 以降です。1/7 が松本郁子委員のご意見です。1/8 が松本悟委員です。それから、1/9 が今日松本郁子委員から頂いたもので、1/10 は石田委員からのご意見とたくさんあります。1/11 は、先ほど議論してまいりました。1/12 も ECFA の佐々木さんからご意見を頂いています。1/13 は、ガイドライン改定委員会提言内容の概要です。これはおまけですが、議論する場合に必要なだと思って用意していただきました。それぞれご提案いただいた委員のかた、あるいはそれ以外のかたがたから、この場でやはりご説明いただいて議論したほうがいいと思います。先ほどお話ししたような準備をしたうえで、次回の会合を11月の下旬に持ちたいと思います。

- **フィリピン情報センター名古屋 西井氏** 今後のスケジュール案のほうに戻っての質問なのですが、パブリックコンサルテーションが東京2回、大阪1回と計3回あります。先般改定されました ODA 大綱のパブリックコンサルテーションは、東京、大阪の他、福岡でも開催されました。パブリックコンサルテーションは、地域的なバランスからいくと、やはりできるだけ広い範囲でやった方がいいと思います。場合によっては、例えば北海道も含めておやりになることも検討してもらいたいと思います。名古屋のほうにも中部センターというのがありまして、中部地域には JICA の助成などを受けている NGO もあります。もし可能であれば、各地に国際センターがありますので、そういったところでも開催すればより広まっていくと思います。ご検討をお願いします。
- **原科議長** そうしますと、今の東京2回、大阪1回という以上に、もう少し回数を増や

してトータル5～6回やってもらいということですね。即答は難しいと思いますが。マンパワーが。

- **上條** それは、本当にできればやったほうがいいとは私も思います。あとは、どれぐらい人が集まりそうなのかにもよるとは思います。北海道でどれだけ人が集まるのか、今情報はないのですが、ご趣旨はよく分かりました。
- **フィリピン情報センター名古屋 西井氏** テレビ会議で、もしできるようなところがあれば
- **上條** 簡単なことなので、Jネットがつなげる地区であれば、それを使ってやるということがいちばん現実的かと思います。
- **フィリピン情報センター名古屋 西井氏** 分かりました。できるだけそういう機会は増やしていただくように。
- **原科議長** JBIC のときもたしかテレビ会議をやりました。それはいいと思います。そのようなことで、できるだけの努力をお願いいたします。ほかにありますか。
- **森嶋委員** 今の議論の流れに合うかどうか分かりませんが、二つばかり発言させてください。一つは、今日出ました JICA のガイドライン案のいちばん最初、2ページの理念のところですが、これの読みまして少し内容が弱いと思います。なぜかと申し上げますと、ここはいちばん格調高くアピールする部分ですが、この案では JICA の意思がほとんど出ていません。もともと提言書では、「JICA は」ところに JICA の意思が明確に記載されています。なぜ今の時期に、どういう理念で、どのような運用を考えて今までのガイドラインを変えて新しいガイドラインを作るのかということについて JICA としての明確な意思表示をしておくべきではないかと思います。 もう一つは、提言書の 20 ページの中にはガイドラインの法的位置づけが、一切記載されていません。資料の性格上表現方法が難しい面があるかもしれませんが、先ほどの 1/5 の提言書と JICA 案の比較表の中に、法的位置づけについて今後検討するでもいいですし、あるいはもう結論が出ているのであれば、出ているでもかまいませんが、明確な記載が必要だと思います。
- **原科議長** 今頂きましたことで、一つは、理念のところは提言ではかなり長文で書いてありますので、できるだけこれを生かしていただきたいと私も思います。

二つ目の法的位置づけ等に関しましては、実は 1/13 の資料は、理事の皆さんと現場の担当の方々80名ぐらいに集まっていたらご説明したときの資料です。大部分は私のほうで用意する格好になりましたが、あとのほうに JICA のご担当の方からご説明いただきました。スライドの番号で 31 番のところで、環境社会配慮ガイドライン遵守義務の根拠という説明をしておられますから、ガイドラインに明記していただくことが必要だと思います。それは、上條さんよろしいですね。

- **上條** ガイドライン上に書けるのかどうかは、確認してから対応させていただきます。
◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇
- **原科議長** 何か工夫をしていただくと。

ほかにありますか。では、スケジュールの確認をしたいと思います。11月の下旬に第2回の委員会を開きたいと思います。その前に、ビューローはどうしましょう。

- **富本委員** それでは、ビューローにつきましても改定委員会から継続するという趣旨で、現在の委員の方々、國島はいらっしゃいませんが残りの方でお願いしたらいかがかと。
- **原科議長** 前回と同じように。
- **富本委員** はい。
- **原科議長** 同じ顔ぶれということでよろしいですか。よろしいですね。それでは、前回と同じとします。

そのうえで、詳細に関しましてはまたビューローで検討いたしますが、まず日程は大体どの辺がよろしいでしょうか。事務局のほうで何かご提案はありますか。

- **上條** 今回は議長も原科先生お一人ということになりましたので、原科先生のご都合をまず確認させていただいて、あとは会議室の状況も確認して、決まりしだい皆様にすぐメールでご連絡させていただきたいと思います。
- **原科議長** 今日が12日ですから、来週になりますね。来週の後半ですと、21日金曜日午後の時間帯が使いそうですがいかがでしょうか。今日お集まりのかたは大丈夫のようですね。もう一つ案を考えておいたほうが良いと思いますので、あとは25日ぐらいも挙げておきますか。両松本委員が出られないと、長い意見を頂いておりますので。では、21ないし25ということにいたしましょう。午前・午後両方とも私は可能性が 있습니다。皆さんはいかがでしょう。よろしいですか。そのぐらいであれば、多分海外出張からお帰りだと思いますので、その範囲で考えたいと思います。それで調整がうまくいかなければこれは以外になるかもしれませんが、一応これを原則にいたします。

第3回に関しては、まだ考えておかなくてもよろしいですか。次回で答えが出ると、いくように努力しましょう。事前に両委員とも事務局で確認を。私も対応しますが。

- **上條** コメントを頂いた方々には、会えれば直接お会いして意見も聞いて、あまり時間がたくさんかからないような努力をしたいと思います。
- **原科議長** そうしてください。できれば次回で答えが出ればと思っています。

では、時間があと5分ほどありますが、何かほかにありましたらご発言ください。よろしいですか。それでは、今日はこれで終わります。どうもご協力ありがとうございました。

午後十二時五十五分 閉会